

金沢支部理容師共済会規約施行細則

第1条 本規約施行細則は、金沢支部理容師共済会規約（以下「共済会規約」という。）の運営及び事務を円滑に行うために規定する。

第2条 会費は、会員一人当たり月額 600 円とする。

第3条 共済給付金は以下のとおりとする。

一、会員が入院した場合（入院 6 日目より起算する）

（1）70 才未満の会員 一日につき 5,000 円を最長 90 日

（2）70 才以上 75 才未満の会員 一日につき 4,000 円を最長 60 日

（3）75 才以上の会員 一日につき 3,000 円を最長 60 日

二、会員が通院した場合

（1）70 才未満の会員 月額 30,000 円を最長 3 ヶ月

（2）70 才以上の会員 月額 30,000 円を最長 2 ヶ月

三、看護のために休業した場合

（1）70 才未満の会員 月額 20,000 円を最長 3 ヶ月

（2）70 才以上の会員 月額 20,000 円を最長 2 ヶ月

但し、看護される者（家族）も会員であること。

四、会員が死亡した場合

（1）70 才未満の会員 弔慰金として 50,000 円を支給

（2）70 才以上の会員 弔慰金として 30,000 円を支給

五、会員が火災に遭った場合

全焼—最高 100,000 円を支給する。但し、住宅の場合は全て営業店舗の半額とする。

第4条 本会の給付金の給付は、本会に加入後 6 ヶ月後の 1 日から給付するものとする。

但し、災害の場合は加入月の翌月の 1 日より給付するものとする。

第5条 加入するときは、「加入申込書」、脱退するときは「脱退届出書」を提出するものとする。

第6条 加入の際には、加入時現在の健康状態についての告知をすること。

2. 加入時にすでに発生している病気、ケガについての給付金は給付しないものとする。

3. 告知の内容が事実と相違の場合も医療給付金の給付はしないものとする。

第7条 給付金は、病気や事故によって理容業に従事できなくなった期間のみ給付するものとする。

第8条 入院の場合は、入院日数で計算し、最高 90 日の医療給付金を給付するものとする。

但し、70 才以上の場合は最高 60 日とする。

第9条 初回の入院に限り5日間の免責期間を適用する。

2. 最終受給日より5年間を経過した後、改めて最高90日（70才以上の場合は60日）の医療給付金を受給することができるものとする。
3. 5年以内で残りの日数の入院医療給付金の受給の際は、5日間の免責期間を適用しないものとする。

第10条 通院医療給付金の給付は30日間を区切りとして、3ヶ月を限度として給付するものとし、給付金の請求の際に就業不可能期間を明記されている医師の診断書を必要とする。但し、70才以上の場合は2ヶ月を限度とする。

2. 通院給付金の場合は免責期間は適用しないものとする。

第11条 入院及び通院による医療給付金を最高90日分（70才以上の場合は60日分）受給し終えた者の再給付は、前回給付の最終日の翌日より5年後とする。

2. 5年経過後には再給付の受給資格を得られるが、前回の給付と同一病気の場合は、受給できないものとする。但し、事故の場合はこの限りではない。

第12条 入院及び通院とも連続しての入院通院でなければならない。

第13条 理容業以外の業に従事していて起きた事故に対する給付金の給付は原則行わないものとする。

2. 組合及び支部の行う行事に伴う事故の場合は給付するものとする。

第14条 自然脱退給付及び廃業脱退餞別の給付金については、本会に加入後、一回も給付を受けていないものに限り給付する。但し、給付額は規約第16条に定めによるものとする。

第15条 医療給付の受給継続中に加入資格を喪失した場合は、脱退該当月の月末まで給付するものとする。

第16条 廃業脱退餞別の支給については、完全廃業の場合のみ支給するものとする。

第17条 看護のための休業給付金は（付添給付金）の給付は看護人も本会の会員でなければ受給することができない。

第18条 会員の死亡の場合は、生存中に給付金を受給したものであっても、弔慰金は支給される。但し、会費は死亡月まで納入しなければならない。

第19条 各給付金の請求は、発生より1ヵ年以上経過した場合は無効として、全ての給付金を受給できないものとする。

第20条 会員が70才未満の場合、既定の給付金（90日分）の全額を受給し終えた者は、如何を問わず、以後5年間継続して本会の会員でなければならない。

第 21 条 自然脱退となる会員は、自然脱退となる当月までの会費を納入しなければならない。

第 22 条 共済金の給付の申請及び請求は本会所定の用紙を使用するものとする。

第 23 条 不正給付が確認された者は、受給された給付金を直ちに返納しなければならない。

第 24 条 運営委員、会計責任者、監事等役員及び調査員等は別に定める内規により選任するものとする。

(規約改正に伴う特別経過措置について)

- 1、この改正は平成 24 年 4 月 1 日より適用する。
- 2、既に継続加入中の 70 才以上の配偶者特例の会員は、特別経過措置として平成 24 年 9 月 30 日まで加入を継続できるものとする。
- 3、配偶者の 70 才自然脱退継続の受付は、平成 24 年 3 月 31 日をもって終了とする。

附 則

平成 24 年 4 月 1 日改訂

平成 21 年 4 月 1 日改訂

本規約は平成 20 年 4 月 1 日より施行